

対象品目は21カテゴリに区分

政省令の 原案公表 3都道府県以上の回収必要

小型家電リサイクル法

環境省と経済産業省が10月9日に開いた合同会合で、小型家電リサイクル法の対象とする品目や再資源化事業計画の認定基準についての原案が明らかになった。政令として定める対象品目は21のカテゴリに区分し、すでにリサイクル制度がある携帯電話とパソコンについても対象とする。省令事項となる事業計画の認定基準については、隣接する3都道府県以上（北海道と沖縄県は例外）かつ人口密度が1平方キロメートルあたり1000人以下の区域であることが要件の1つになる。

対象品目は、一般家庭のうち、家電リサイ「広くカバーする。消費で通常使用される製品」の品目以外を幅「者が分かりやすいよう

にカテゴリだけでなく、具体的な品目も示す予定だ。原案では家庭用のマッサージュチェアやこたつといった「小型」でない製品も含まれる。また、資源性と分別のしやすさの観点から特にリサイクルすべき高品位のものを「特定対象品目」としてガイドラインなどで掲示する。	▽ディスプレイ、プリンタ、キーボード、スキヤナ、その他の入出力装置▽補助記憶装置▽通信装置（携帯電話とパソコンを除く）▽電子辞書、電卓、その他の事務用機器▽映像機器▽音声機器▽カメラ▽家庭用ゲーム機、その他の電気電子応用がん具▽電気光学機器（カメラを除く）▽空調用電気機械器具▽電熱器具▽電気掃除機	機▽調理用電気機械器具（電熱器具を除く）▽計量用または測定用の電気機械器具▽電気マッサージュ器、電動式吸入器、その他の電気医療機器▽電気照明器具▽電動工具▽電子楽器、電気楽器▽その他の小型電子機器等▽これらへの付属品。	再資源化事業計画の認定基準案では、有用資源の回収や売却・引渡先などの条件が示された。基板などは非鉄金属の回収に定める基準を満たす非鉄回収業者へ、鉄は製鉄所、アルミはアルミ精錬への引き渡しを義務付ける。非鉄回収業者は、銅、金、銀、パラジウム、白金、鉛、亜鉛、アンチモン、ヒ素、カドミウム、水銀、セレン、テルルを回収、適正処理しなければならない。	回収は再資源化のほか、熱回収を行う事業者に引き渡すこともできる。各事業計画の区域は、広域での収集を前提としており、北海道と沖縄県を例外として隣接する3都道府県以上の集荷が求められる。また、人口密集地域のみが対象となっており、過疎地域が空白地帯とならないよう人口密度の上限値を1平方メートルあたり1000人と設定した。
---	---	---	---	--

計画の認定を受けた事業者及びその委託を受けた者は、一般廃棄物や産業廃棄物の処分業許可に関わらず、小型家電の再資源化を行える。

再資源化事業計画の認定基準案では、有用資源の回収や売却・引

渡先などの条件が示された。基板などは非鉄金属の回収に定める基準を満たす非鉄回収業者へ、鉄は製鉄所、アルミはアルミ精錬への

引き渡しを義務付ける。非鉄回収業者は、銅、金、銀、パラジウム、白金、鉛、亜鉛、アンチモン、ヒ素、カドミウム、水銀、セレン、テルルを回収、

適正処理しなければならない。

回収は再資源化のほか、熱回収を行う事業者に引き渡すこともできる。各事業計画の区域は、広域での収集を前提としており、北海道と沖縄県を例外として隣接する3都道府県以上の集荷が求められる。また、人口密集地域のみが対象となっており、過疎地域が空白地帯とならないよう人口密度の上限値を1平方メートルあたり1000人と設定した。

対象品目などを定めた政令概要は11月にパブリックコメントを募集し、12月に公布する予定となっている。再資源化事業計画の基準などを定めた省令概要は、12月にそれぞれパブリックコメントを始め、来年1月に省令の公布、基本方針を公表する。